

- 3 職員数には、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。
- 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人（重度身体障がい者及び重度知的障がい者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

(11) 退職者の再就職の状況

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに退職した者の再就職の状況は、次のとおりです。

区 分		平成26年度				
		平成26年度の 退職者数	左のうち再 就職した者	再就職先		
				民間企業 等	地方公共 団体	公共的団 体等
知事部局	総 数	98人	60人	11人	26人	23人
	うち管理職	46人	37人	8人	9人	20人
企業局	総 数	2人	2人	—	1人	1人
	うち管理職	1人	1人	—	—	1人
病院局	総 数	58人	27人	21人	—	6人
	うち管理職	—	—	—	—	—
教育委員会	総 数	210人	55人	1人	49人	5人
	うち管理職	49人	24人	1人	20人	3人
警察本部	総 数	72人	43人	8人	22人	13人
	うち管理職	9人	8人	4人	—	4人
県議会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
監査委員	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
人事委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
選挙管理委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
海区漁業調整委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—

(注) 1 死亡退職、失職、分限免職及び懲戒免職並びに国、他の地方公共団体等との人事交流のため退職する場合を除きます。

2 「左のうち再就職した者」は、平成27年6月1日時点で届出があつた者の計です。

3 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び地方公共団体以外の法人です。

4 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあつた職員です。

2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成26年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・ 全給料表について、国の俸給表に準じた給料表に改定 ・ 若年層の給与を上げるとともに高齢層の給与を下げ（全体の水準は据え置き）	平成27年4月1日
初任給調整手当の見直し	・ 初任給調整手当の支給月額の上限の引上げ・獣医師に対する手当の支給期間の延長（6年→9年）	平成27年4月1日
期末・勤勉手当の支給割合の改定	・ 期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引上げ	平成26年12月1日
地域手当の見直し	・ 地域手当の支給区分・支給割合の見直し	平成27年4月1日
単身赴任手当の見直し	・ 単身赴任手当の月額・職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算する額の上限の引上げ	平成27年4月1日
管理職員特別勤務手当の支給対象拡大	・ 管理職員特別勤務手当の支給対象に災害への対処等のための平日午前零時から午前5時までの間の勤務を追加（支給限度額6,000円/回）	平成27年4月1日
高齢層管理職の給与抑制措置の廃止	・ 給料表の改定により高齢層職員の給与引下げがされたことに伴い、55歳を超える行政職6級相当（課長級）以上の職員（医療職(1)の給料表が適用される職員及び再任用職員を除く。）に対する給料、地域手当等の支給に当たって、その月額の1.5%に相当する額を減額する措置を廃止	平成27年4月1日
特殊勤務手当の見直し	・ 警察職員に対する水上警戒業務手当を新設（海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う業務に従事したときに1日につき1,100円を支給）	平成26年7月8日
	・ 教員特殊業務手当の引上げ	平成27年4月1日
	・ 医療業務手当に分べん業務1回につき10,000円を加算する制度を新設（病院局）	平成27年4月1日
退職手当の調整額の改定	・ 国家公務員の退職手当に準じて職員の退職手当の調整額を改定	平成27年4月1日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し</li> <li>【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施</li> <li>主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕</li> <li>主任：4～6級→廃止</li> <li>係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕</li> <li>主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結）</li> <li>※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。</li> </ul>	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
給与構造改革における経過措置額の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止</li> <li>廃止により生ずる原資を用い、給料表の構造を是正（行政職1・2級相当は1.6パーセント引下げ、行政職3級以上相当は1.9パーセント引上げ）</li> </ul>	平成24年4月1日 （人事委員会勧告を受けて実施） （経過措置：平成25年3月31日まで）
海事職給料表の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え）</li> <li>航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定</li> <li>旅行手当の廃止</li> </ul>	平成20年4月1日
初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任給の引上げ （行政職大卒の場合：1級25号給〔170,200円〕→1級29号給〔176,800円〕）</li> <li>50歳を超える職員の標準の昇給号給数を4号給（管理職層は3号給）から2号給（55歳を超える職員は2号給から1号給）に抑制</li> </ul>	平成20年4月1日
研究職給料表の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し</li> </ul>	平成23年4月1日
特殊勤務手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し</li> <li>手当の廃止：手当（訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等）</li> <li>支給方法の変更（警察職員の作業手当等を月額から日額へ）</li> <li>手当の減額（医療業務手当）</li> <li>運転免許技能試験手当の廃止</li> </ul>	平成18年4月1日
その他の手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止</li> <li>へき地手当の支給率の引下げ（4/100～16/100→1/100～6/100）</li> </ul>	平成19年4月1日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特勤勤務手当の廃止</li> </ul>	平成21年4月1日
現業職の給与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政職1～5級〔1～3級〕相当の水準まで引下げ（従来は行政職7級相当水準）</li> <li>職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級〔3級〕相当とする（他は1～3級〔1～2級〕相当）。</li> <li>※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。</li> </ul>	平成17年9月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
退職手当の水準引下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87（現行100分の104）に引下げ</li> <li>平成20年度に給料月額減額改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止</li> </ul>	平成25年4月1日

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正（給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等）を平成18年度より実施しています。

(2) 人件費の状況（平成26年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成25年度 の人件費率
平成26年度	579,554人	341,531,739千円	8,477,504千円	92,045,474千円	27.0%	27.1%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等を含みます。

(3) 職員給与費の状況（平成26年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	1人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成26年度	10,384人	42,926,201千円	7,050,065千円	15,394,524千円	65,370,790千円	6,295千円

(注) 1 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)
平成26年度	335,966円	336,279円	△313円 (△0.09%)	—

(注) 「民間給与」及び「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与額です。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	職員の支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)
平成26年度	4.00月	3.90月	0.10月	0.10月

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(参考) 特別給の支給月数等の推移

本県では、従来から県内民間との均衡を考慮して改定を行ってきたところです。これにより、平成26年度の本県の支給月数は都道府県中40位（同支給月数1県）となっています。

区分	県職員の支給月数		県内民間の 支給割合	国家公務員の 支給月数（改定後）
	改定前	改定後		
平成23年度	3.90月	据置	3.95月	3.95月
平成24年度	3.90月	据置	3.84月	3.95月
平成25年度	3.90月	据置	3.89月	3.95月
平成26年度	3.90月	4.00月	4.00月	4.10月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し（実施時期 平成27年4月1日）

(ア) 給料表の改定

民間給与を上回る高齢層の給与を抑制する一方で、初任層については、人材確保の観点から特段の配慮をする必要があり、国と同様の課題認識に立ち、国に準じた世代間の給与配分の見直しを実施。

(イ) 給与水準の据置

国の総合的見直しにおける俸給表に準じた給料表に改定した上で、さらに地域民間給与に均衡した水準に据え置き（調整）。

(ウ) 経過措置（現給保障）

平成31年3月31日までの4年間実施。

イ 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施。（鳥取県内は支給なし）

ウ その他の見直し内容（実施時期 平成27年4月1日）

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

（平成27年4月1日現在。企業局及び病院局を除く。以下(7)から(13)までにおいて同じ。）

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	315,324円	381,587円 340,842円	43.2歳	302,048円	412,563円 326,344円	36.5歳	378,632円	418,063円 396,728円	45.1歳
都道府県平均	335,401円	421,368円	43.4歳	321,974円	463,360円	38.8歳	383,450円	443,343円	44.8歳
国	334,283円	408,996円	43.5歳	317,165円	369,393円	41.2歳	—	—	—

区 分	小・中学校教育職			研 究 職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	368,004円	403,120円 384,354円	45歳	311,587円	368,838円 336,723円	41.1歳	438,614円	900,398円 803,072円	42.6歳
都道府県平均	368,928円	422,542円	43.5歳	363,343円	433,435円	43.7歳	460,425円	945,660円	44.8歳
国	—	—	—	402,890円	551,477円	45.4歳	493,236円	822,932円	50.8歳

区 分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海 事 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	288,852円	331,747円 307,056円	40.4歳	294,281円	338,717円 308,152円	41.1歳	315,881円	367,233円 341,056円	39.4歳
都道府県平均	327,046円	393,628円	42.2歳	318,074円	392,437円	40.8歳	—	—	—
国	310,142円	350,948円	45.4歳	316,503円	346,447円	46.7歳	—	—	—

区 分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職）		
	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（時間外勤務手当等を含まない額）	平均年齢	職員数	平均給与月額（B）	平均年齢	A/B（参考）	年収ベース（試算値）の比較		
									公務員（C）	民間（D）	C/D
鳥取県	297,218円	326,380円	310,953円	50.3歳	151人	—	—	—	—	—	—
用務員	290,947円	315,896円	304,047円	47.3歳	30人	200.3千円	54.6歳	1.58	4,961.2千円	2,774.4千円	1.79
自動車運転手	297,827円	328,258円	314,849円	50.2歳	45人	235.2千円	56.3歳	1.40	5,184.2千円	3,351.8千円	1.55
守衛	305,250円	342,781円	322,125円	51.8歳	4人	188.8千円	54.6歳	1.82	5,329.8千円	2,526.5千円	2.11
その他	299,004円	328,663円	310,775円	51.4歳	72人	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	331,881円	387,064円	—	51.2歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員等を除いたものです。  
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。  
3 平均給料月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。  
4 平均給与月額は（鳥取県の上段及び都道府県平均）は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。  
5 都道府県平均の数値は平成26年4月1日現在、国の数値は平成27年1月15日現在のものです。  
6 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成24年～26年の平均）。  
7 現業職の職種については、用務員、自動車運転手、守衛はそれぞれ賃金構造基本統計調査における「用務員」、「自家用自動車運転手」、「守衛」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等完全に一致しているものではありません。  
8 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(7) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

(単位：円)

区 分	鳥取県	国
一般行政職	大学卒	177,000
	高校卒	143,400
警察職	大学卒	205,200
	高校卒	163,500
高等学校教育職	大学卒	197,700
	高校卒	153,800
小・中学校教育職	大学卒	197,700
	高校卒	153,800
研究職	大学卒	183,400
医師等医療職	大学6卒	291,800
薬剤師等医療職	大学6卒	201,500
	大学卒	182,700
	短大3卒	172,900
看護師等医療職	短大3卒	196,400
海事職	大学卒（航海士等）	216,200
	大学卒（甲板員等）	202,100
現業職	高校卒	139,100

(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	経験年数	10年	20年	25年	30年	40年 (大卒は35年)
		一般行政職	247,460円	317,694円	351,292円	377,052円
警察職	大学卒	286,530円	389,400円	※1 409,180円	※2 394,137円	413,470円
	高校卒	250,621円	333,277円	371,700円	393,720円	407,844円
高等学校教育職	大学卒	293,127円	365,373円	389,179円	401,423円	419,027円
	高校卒	—	—	298,350円	—	—
小・中学校教育職	大学卒	295,688円	361,882円	377,514円	388,463円	406,347円
研究職	大学卒	300,875円	326,633円	356,322円	357,967円	※3 421,800円
薬剤師等医療職	大学卒	252,029円	—	335,367円	※4 338,167円	—
現業職	高校卒	—	—	284,633円	289,682円	—

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。  
2 ※1から※4までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。  
※1：26年、※2：31年、※3：36年、※4：29年  
3 経験年数別の職員がいない又は職員数が少ない職については、記載していません。